

飲食店等の路上利用に係る申請手続等の一元化に向けた関係者協議会設置要領

1 名称

本会は、「飲食店等の路上利用に係る申請手続等の一元化に向けた関係者協議会（以下「協議会」という。）」と称す。

2 目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食店等が、道路法に基づく歩行者利便増進道路制度等を活用して、歩道等の道路空間を利用してテラス営業等を行うための申請手続等を一元化することで、申請者の負担軽減を図るとともに、沿道の賑わい創出につなげることを目的とする。

3 一元化を図る申請手続等

- (1) 道路法第32条に基づく道路占用許可
- (2) 道路交通法第77条に基づく道路使用許可
- (3) 食品衛生法に係る衛生管理の指導、手続

4 所掌事務

本協議会は、第3の申請手続の一元化に向けて次の事項について協議を行う。

- (1) 相談・申請窓口の一元化
- (2) 申請手続の迅速化
- (3) 申請手続のオンライン化
- (4) その他必要な事項

5 組織

本協議会は、別紙に掲げる委員により構成する。

なお、委員がやむを得ない事情により本協議会に出席できないときは、代理者を出席することができる。

6 要領の変更

本要領の改正等は、出席委員の過半数以上の賛同をもって行うことができる。

7 任期

任期は2年とし、申入れが無い限りは自動的に更新する。

8 事務局

本協議会の事務局は、三重県県土整備部道路管理課に置いて、その運営を行う。

9 その他

本要領に定めのない事項、疑義が生じた場合は、協議会の承認を得て定めるものとする。

附則（施行期日）

本要領は、令和2年12月25日から施行する。

委員名簿

国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所道路管理第一課長
国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所管理第一課長
市町道路管理担当課長
三重県警察本部交通部交通規制課長
三重県医療保健部食品安全課長
三重県防災対策部消防・保安課長
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課長
三重県県土整備部道路管理課長

事務局

三重県県土整備部道路管理課道路管理班

○申請手続等の一元化

